

随 時 監 理

令和6年度

仕 様 書

( 随時監理用 )

委託業務名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築監理業務

徳島県県土整備部宮繕課

## 仕様書（随時監理用）

### 1 総則

- (1)受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2)委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3)乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4)乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5)その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 委託業務名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築監理業務
- (2) 業務箇所 鳴門市撫養町立岩
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事  
本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）	令和8年10月31日まで	約9,760,000	
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）	令和8年10月31日まで		
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）	令和8年10月31日まで		
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）	令和8年 7月31日まで		
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事 (スコアボード改修工事関連含む)	令和8年10月31日まで		
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事	令和8年10月31日まで		
R 6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調	令和8年10月31日まで		

R 7 営繕 鳴門総合運動公園 鳴 ・撫養 野球場改築工事屋外管	令和8年10月31日 まで		
R 6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴 ・撫養 野球場改築工事外構	令和7年9月末予定		
R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴 ・撫養 野球場改築工事外構	令和9年2月末予定		
R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴 ・撫養 野球場改築工事舗装	令和9年2月末予定		

### 3 業務内容

#### (1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾。
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算。  
なお、変更設計書については、営繕積算システムR I B C 2データで提出すること。

#### (2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査。
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討。
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議。
- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整。
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡。
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告。
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力。
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理。
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成。
- コ 定例会及び県監督員との協議等の議事録の作成。
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務。（管理技術者：1回/月、主任担当技術者：毎回）

### 4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

#### (1) 代表構成員：管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

なお、実施設計業務（業務名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築実施設計業務）の受注者と同一の者が受注した場合は、実施設計業務の管理技術者と異なる者を本業務の管理技術者として配置すること。

#### (2) 代表構成員：主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上 ただし上記（1）以外の者とする）

代表以外の構成員：主任担当技術者（1名以上）

主任担当技術者は、一級建築士の資格を有し、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通するとともに、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するものとする。

## 5 業務の処理要領

- (1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。
- (2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。  
なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。
- (3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。
- (4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。
- (5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、「工事監理業務処理要領表」を参考に~~する。~~  
なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。
- (6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。  
なお、様式については甲の指示によるものとする。
  - ア 着手時
    - ・業務計画書
  - イ 各月末(翌月の10日までに提出)
    - ・工事監理状況報告書
  - ウ 部分引渡し時
    - ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
    - ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿
  - エ 完了時
    - ・委託業務完了検査請求書
    - ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿
  - オ 随時
    - ・別表「工事監理業務処理要領表」で定められた報告書類
    - ・その他必要な書類

## 6 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (4) 工事の出来高については、令和6年度 約20%、令和7年度 約35%、令和8年度 約45%である。
- (5) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。  
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。(契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う)

別 表

## 工 事 監 理 業 務 一 覧 表

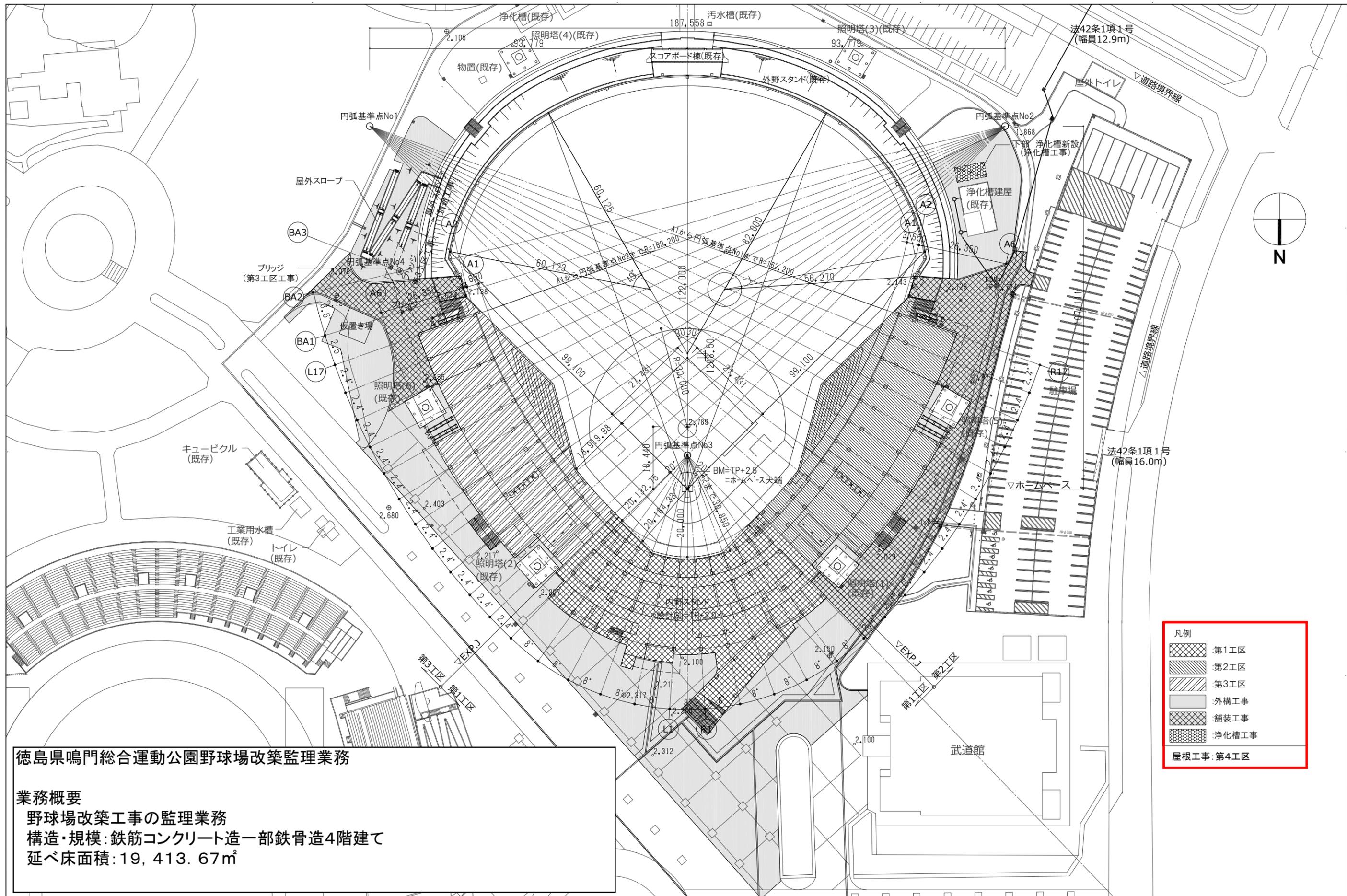
業 務 事 項 処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考	
	立 会	指 示	承 継	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査		処 理
<b>1 書類関係</b>														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○							○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○							△			
工事用電力設備保安責任者				○							△			
技 能 資 格 者 証 明				○							△			
技能士チェックシート				○							△			
施 工 体 系 図				○				△	○				△	
施 工 体 制 台 帳				○				△	○				△	
再 下 請 負 通 知 書				○				△	○				△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○					○		○		○	消防署、労基局、警 察署、保健所等
工事部分払検査請求書				○							○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○							○		○	
工事報告(進達質疑)書											○		○	
火 災 保 険 等				○							○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○				○	○				○	
工 事 中 止 ・ 解 除 通 知	○							○	○	△			○	
設計変更箇所一覧表				○				△	○				○	計画通知と発注図の 整合確認及び報告書 の提出を含む。
設計変更箇所確認書				○							○		○	
材 料 品 検 収 願				○				△	○				○	出荷証明等
工事竣工検査請求書				○							○		○	
完 成 図 ・ 工 事 写 真 そ の 他				○							○		○	保全資料

処理区分 業務事項	業務担当技術者							県監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	
<b>2 準備</b>													
工事予定表				○				○		○			
実施工程表		△	○					○		○			
総合施工計画書		△	○					○		○			
施工見本	△		○	○				○	△	○			
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○			
施工図		△	○					○		△			
工種別施工計画書		△	○					○		○			
<b>3 材料</b>													
配合計画書		△	○					○		○			
機器製作図 (機材承認図)		△	○					○		○			
同等品使用願				○			○	○			○		○
材料品検収願		△	○		○			○		○			
材料・製品検査(試験) 工場検査	△	△		○	△			○	△		△	△	
<b>4 安全関係</b>													
支障物件確認書	○			○				○	△		○		
県監督員の確認後の工事着手とする。													支障物件確認書
仮囲い等	○			○				○	△		△		
安全再確認シート													
墜落防止チェックシート				○				○			△		
足場	○			○				○	△		○		
県監督員の確認後の足場使用開始とする。													足場チェックリスト
<b>5 施工</b>													
監督員事務所		△	○					○			○		
敷地調査	○			○				○	△		△		
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△	
1工程毎													
工法提案						○		○			○		

処理区分 業務事項	業務担当技術者							県監督員					備考	
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査		処理
ベンチマーク	○	△			○			○	△		△			
地縄張り	○	△			○			○	△		△			
遣りかた	○	△			○			○	△		△			
墨出検査	△				○			○	△		△			
文化財発見	○			○				○	△		△			
根切り完了	△				○			○	△		△			
発生材処理	△			○				○	△		△			
杭工事	○				○			○	△		△			全数立会 試験杭は県監督員立 会
載荷試験	○				○			○	△		△			
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
鉄骨超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
鉄骨締付建方	○		○		○			○	△		△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取 付等
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

(注) 立会等 $\square$ の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による対象工事により必要となる業務事項を適用する

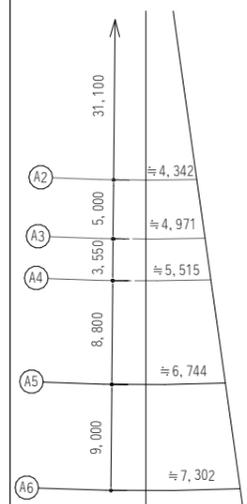
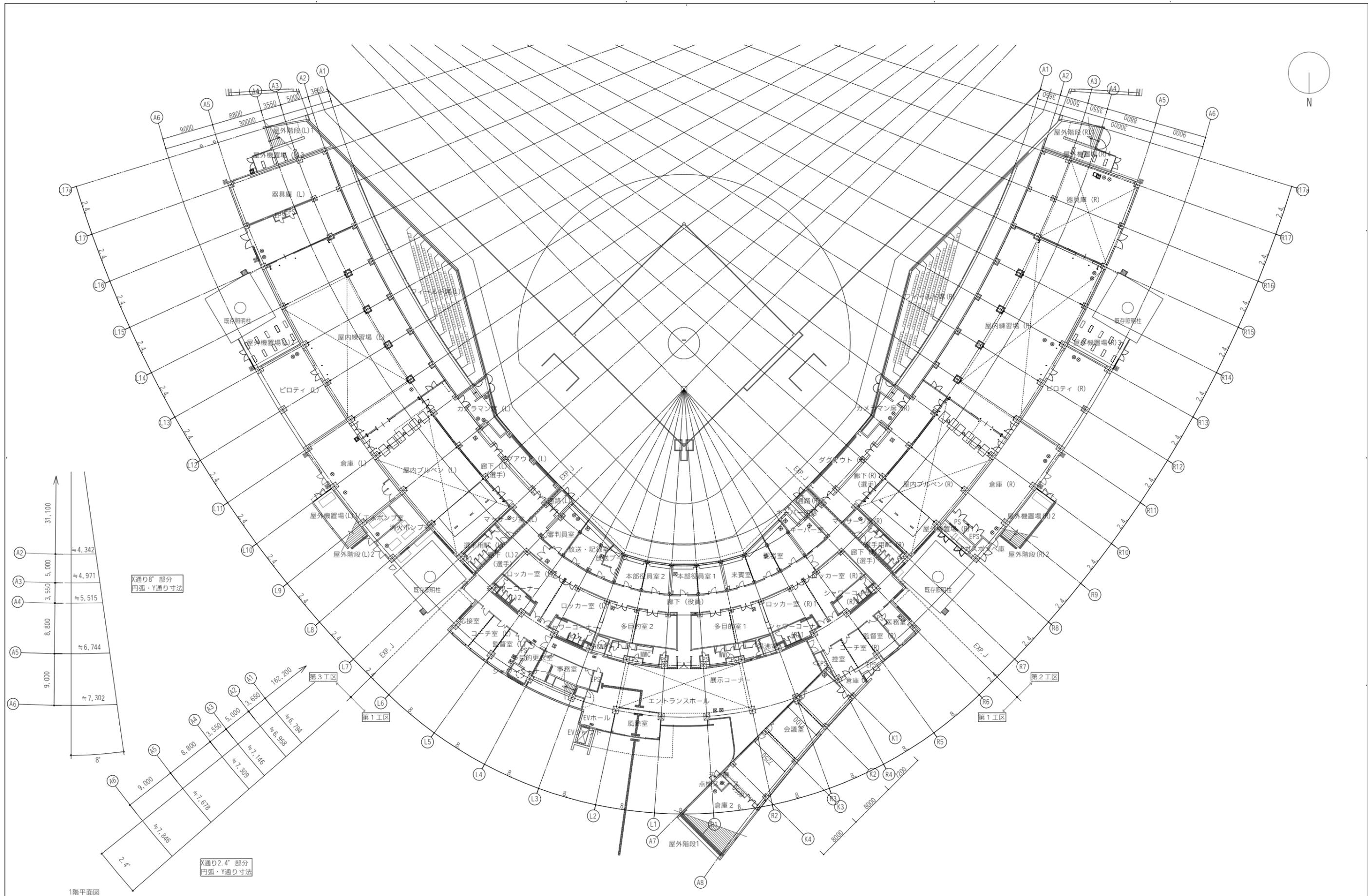


**徳島県鳴門総合運動公園野球場改築監理業務**

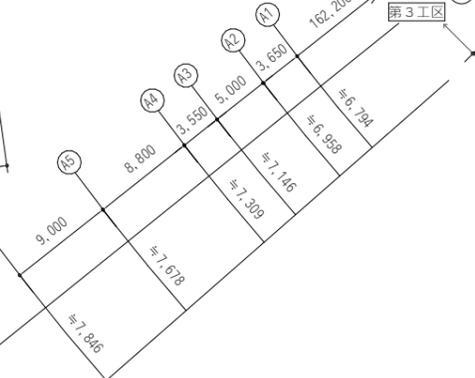
**業務概要**  
 野球場改築工事の監理業務  
 構造・規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て  
 延べ床面積：19,413.67㎡

凡例	
	第1工区
	第2工区
	第3工区
	外構工事
	舗装工事
	浄化槽工事
	屋根工事: 第4工区

設計者	法適合確認機関	検査者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所登録 大阪(特)第3234号</small>	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 一級建築士 第298249号 土生 達哉 一級建築士 第386121号 山本 匡希 一級建築士 第000000号 梅垣 大雅 一級建築士 第313839号 池田 英 一級建築士 第386121号 高原 正行 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	徳島県土木整備部管轄課	外山 博文	17992	●図面名 配置図	A-020	●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)		



X通り8°部分  
円弧・Y通り寸法



X通り2.4°部分  
円弧・Y通り寸法

1階平面図

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第313839号 梅垣 大雅	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第6211号 浅山 明	法適合確認欄 検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面番号 A-028	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(ワ)第3234号	MIYA Architect's Office 宮建築設計 株式会社 一級建築士事務所登録 徳島県鳴門郡鳴門11050号
									●図面名 1階平面図	●縮尺 1:300(A1) 1:600(A3)		

